

託される委員会が決定すると、書記が条例案を委員会に送付する。この段階で市民が希望すれば条例案を閲覧することができるしコピーを取る事もできる。委員会での審問は数日間おこなわれる。審問は州法で公開とされている。ほとんどの条例案は形式的なものであるので、一括賛成で可決されるが、条例案によっては議論のうえ修正、否決、棚上げなどになるものもある。しかし、委員会で条例案について実際に議論されることは極めてまれである。委員会から市会に報告された条例案が可決されるためには50人の議員のうち26人以上の議員の賛成を必要とする。ただし、例えば市財産や学校財産の売却というような特別の条例案については全議員の4分の3以上あるいは38人以上の賛成を必要とする。ほとんどの条例は可決後市会報に公示されて有効となるが、まれに市会通過後、市長の署名を必要とするものがある。市長は市会で可決された条例案について拒否権を発動することができる。この場合、市長は5日以内に市会に意見書を添付して送付しなければならない。また、市長は代案を提案することもできる。市会に返された条例案は、全議員の3分の2あるいは34人以上の賛成で市長の拒否権を覆すことができる。しかし、技術的な間違いにより拒否された以外、長年にわたり市会で可決された条例案が拒否されたことはないのが実情である。

シカゴ市では、市長、市会議員の他に全市を選挙区として書記(the clerk)と財務官(the treasurer)が選出される。

#### (イ) サンフランシスコ市

人口77万6800人 1850年に成立しカリフォルニア州に属し、セールタックスは8.5%である。

サンフランシスコ市の統治形態は市長 - 市会型である。市長は任期4年で連続2期以上は務めることはできない。市長は拒否権をもつが、市会で3分の2以上の賛成で再可決された場合は拒否権が覆される。市会の名称はThe Board of Supervisorsであり、日本語では管理委員会と訳すのが適切かと考えられる。市会議員(the Board member)は11人で、11の選挙区から選出される。2002年から任期が4年となった。市会は毎週月曜日の午後開かれる。市会議員の給与は年間37,585ドル(日本円で約450万円)である。サンフランシスコの2002年度予算は一般予算が49億ドル(日本円で約5,880億円)、裁量予算が14億ドル(日本円で約1,650億円)であり、一般予算歳出の内訳は次のようになっている。

歳出 公共事業・交通 public works&transportation(38%)、健康 public health (19%)  
治安 public protection (14%)、社会サービス social services(11%)、  
文化・レクリエーション culture&recreation (6%)、市債返還 general obligation(6%)  
管理・融資 administrative&finance (6%)

こうした予算の中で、やはり日本の自治体と大きく異なるのは自治体警察の存在である。自分たちの安全は自分たちで守るという精神は、民主主義の基本精神であるSelf - Madeにつながるものであろう。ロサンゼルスでも警察予算は大きな割合を占めているが、治安の維持はどの自治体でもその重要性がトップにあげられている。

#### (ウ) セントポール市

人口28万7100人 1867年に成立しミネソタ州に属しセールタックスは7.25%である。  
(ただし、衣料品、食料品、医薬品は非課税)

市の統治形態は市長 - 市会型である。市長は任期4年で、市憲章(the Charter)、条例、州法に規定された行政権限を行使する。また、市長は市会の承認を得て各行政部門の長、各種委員会の委員を任命し、その業務を監督する。市長は市会の議決に対する拒否権を有しているが、市会で5人以上の賛成があれば、覆される。

市会議員の定数は7名であり、人口で区分された7つの選挙区から選出される。1999年までは任期2年であったが現在は4年である。市会議員は副業であり、給与は年間3万ドル(約360万円)である。条例は4つの委員会で読会された後、市会で可決され、市長の承